



長野県報

7月14日(月)
平成15年
(2003年)
第1473号

目次

告示

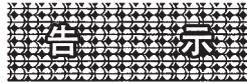
- 生活保護法に基づく指定医療機関からの業務廃止の届出(厚生課) 1
- 生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定(厚生課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関からの名称等の変更の届出(厚生課) 2
- 計量法に基づく特定計量器の定期検査(産業技術課) 2

公告

- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室) 4
- 土地改良区役員の就任の届出(土地改良課) 5
- 土地改良区役員の就退任の届出(土地改良課) 5

正誤

- 正誤(森林保全課) 5



長野県告示第359号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年7月14日

長野県知事 田中康夫

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
笠原歯科	松本市大手1-3-22	平成15年5月31日
興内科医院	松本市横田4-3-6	平成15年5月31日
春原外科医院	上田市上田原870-14	平成15年5月22日
平賀クリニック	飯田市八幡町472-2 エポック21ビル3階	平成15年6月1日
菅谷東クリニック	更埴市大字栗佐1552	平成15年5月31日

厚生課

長野県告示第360号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成15年7月14日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小林歯科医院	松本市大字新村1984-4	平成15年6月1日
ごうや歯科	松本市大手1-3-32	平成15年6月1日
みやもと眼科	須坂市大字小河原字六川道東沖3613-1	平成15年6月6日
小町谷歯科医院	駒ヶ根市赤須東1-22	平成15年6月1日
わかば薬局	茅野市玉川4174-1	平成15年6月1日
菅谷東クリニック	更埴市大字粟佐1552	平成15年6月1日
佐久平ハートケアクリニック	佐久市長土呂827-11	平成15年6月1日

厚生課

長野県告示第361号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成15年7月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1 診療所

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
甲田クリニック	上田市大字古安曾1833	甲田クリニック	甲田内科小児科診療所	平成14年4月1日

2 指定訪問看護事業者

名 称	所 在 地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
				新	旧	
医療法人(社団)健和会	飯田市鼎中平1936	訪問看護ステーション健和会	飯田市鼎西鼎581	飯田市鼎西鼎581	飯田市鼎中平1936	平成15年5月15日

厚生課

長野県計量検定所告示第2号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成15年7月14日

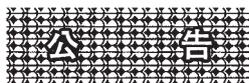
長野県計量検定所長 橋 詰 義 達

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
小諸市のうち北大井、南大井、三岡及び川辺地区	8月20日(水)	午後1時から午後3時まで	小諸市甲1275番地2 小諸市文化センター
小諸市のうち大里、西小諸及び中央地区	8月21日(木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	小諸市相生町3丁目3番3号 小諸市民会館
小諸市全域	8月22日(金)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	小諸市相生町3丁目3番3号 小諸市民会館

飯田市のうち龍江、千代、川路、三穂及び竜丘地区	8月25日(月)	午後1時から午後4時30分まで	飯田市龍江4517番地 飯田市龍江公民館
飯田市のうち鼎、伊賀良、山本、松尾、上久堅及び下久堅地区	8月26日(火)	午前9時から正午まで	飯田市鼎中平1339番地5 飯田市鼎文化センター
飯田市のうち座光寺及び上郷地区		午後1時30分から午後3時30分まで	飯田市上郷飯沼3145番地 飯田市役所上郷支所
飯田市のうち橋北、橋南、羽場、丸山及び東野地区	8月27日(水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで	飯田市東栄町3108番地1 飯田市勤労者福祉センター
飯田市全域	8月28日(木)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯田市東栄町3108番地1 飯田市勤労者福祉センター
上伊那郡飯島町	9月1日(月)	午後1時から午後4時30分まで	上伊那郡飯島町2537番地 飯島町役場
上伊那郡中川村	9月2日(火)	午前9時から午前11時まで	上伊那郡中川村大草4045番地1 中川村基幹集落センター
上伊那郡宮田村		午後1時から午後3時30分まで	上伊那郡宮田村98番地 宮田村役場
上伊那郡南箕輪村	9月3日(水)	午前10時から正午まで	上伊那郡南箕輪村南殿4825番地1 南箕輪村役場
上伊那郡長谷村		午後1時30分から午後3時まで	上伊那郡長谷村大字溝口1398番地 長谷村老人福祉センター
上伊那郡箕輪町	9月4日(木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10286番地1 箕輪町産業会館
上伊那郡辰野町	9月5日(金)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	上伊那郡辰野町中央1番地 辰野町役場(町民ホール)
上伊那郡高遠町	9月8日(月)	午前10時30分から正午まで	上伊那郡高遠町大字長藤1770番地 高遠町屋内運動場
		午後1時30分から午後3時30分まで	上伊那郡高遠町大字西高遠350番地1 高遠町文化体育館
南安曇郡安曇村のうち大野田、島々、橋場及び稲核地区	9月9日(火)	午前11時から正午まで	南安曇郡安曇村1061番地1 安曇村役場
南安曇郡安曇村のうち沢渡、宮ノ原、番所、鈴蘭、白骨及び上高地地区		午後2時から午後3時まで	南安曇郡安曇村3992番地1 安曇村公民館大野川分館
南安曇郡奈川村	9月10日(水)	午前10時30分から午前11時30分まで	南安曇郡奈川村2356番地 奈川村役場
南安曇郡梓川村		午後1時から午後3時まで	南安曇郡梓川村大字梓2283番地2 梓川村老人福祉センター
南安曇郡堀金村	9月11日(木)	午前10時から正午まで	南安曇郡堀金村大字烏川2750番地1 堀金村役場別館
南安曇郡三郷村		午後1時30分から午後3時30分まで	南安曇郡三郷村大字明盛4775番地 三郷文化公園体育館
南安曇郡豊科町	9月12日(金)	午後1時から午後3時30分まで	南安曇郡豊科町大字豊科4153番地1 豊科町保健センター

南安曇郡穂高町	9月16日(火)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	南安曇郡穂高町大字穂高6655番地1 穂高町保健センター
東筑摩郡生坂村	9月18日(木)	午前10時から午前11時30分まで	東筑摩郡生坂村6042番地1 生坂村活性化センター
東筑摩郡明科町		午後1時から午後3時30分まで	東筑摩郡明科町大字中川手6824番地1 明科町役場
東筑摩郡坂井村	9月19日(金)	午前10時から午前11時30分まで	東筑摩郡坂井村5701番地2 坂井村公民館
東筑摩郡麻績村		午後1時から午後3時まで	東筑摩郡麻績村麻3837番地 麻績村役場
東筑摩郡山形村	9月24日(水)	午前10時から正午まで	東筑摩郡山形村2030番地1 山形村役場
東筑摩郡朝日村		午後1時30分から午後3時まで	東筑摩郡朝日村大字古見1286番地 朝日村中央公民館
東筑摩郡波田町	9月25日(木)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	東筑摩郡波田町10098番地1 波田町総合体育館
東筑摩郡本城村	9月26日(金)	午前10時から正午まで	東筑摩郡本城村大字西城4195番地 本城村役場
東筑摩郡坂北村		午後1時30分から午後3時まで	東筑摩郡坂北村2187番地 坂北村役場
東筑摩郡四賀村	9月29日(月)	午後1時から午後3時30分まで	東筑摩郡四賀村大字会田1001番地1 四賀村役場
更埴市のうち森、倉科、生菅、雨宮及び土口地区	10月1日(水)	午前10時30分から正午まで	更埴市大字生菅120番地 更埴市東部体育館
更埴市のうち八幡、桑原及び稲荷山地区		午後1時30分から午後3時30分まで	更埴市大字八幡3311番地 更埴市八幡公民館
更埴市のうち植生、屋代及び粟佐地区	10月2日(木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	更埴市大字桜堂570番地 更埴市植生公民館
上高井郡小布施町	10月3日(金)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 小布施町役場
上高井郡高山村	10月6日(月)	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上高井郡高山村大字高井4972番地 高山村公民館

産業技術課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年7月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年7月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ライフケア信州
- 3 代表者の氏名
中井孝幸